

# 土砂災害啓発促進業務特記仕様書

## 1 目的

本業務は、住民に「土砂災害の危険性」や「早期避難の重要性」を認識し、防災意識を高めるため、土砂災害防止に関する防災教育・啓発活動の実施、地域における土砂災害警戒区域等を記載した土砂災害啓発資料の作成・公表を行うことで、土砂災害から命を守るための警戒避難体制強化の促進を図る。

## 2 業務内容及び実施方法等

### (1) 内容

受注者は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎管内における、総合的な土砂災害対策推進事業の効果促進できると考えられる以下の業務に従事するものとする。

### (2) 実施事項

受注者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

・土砂災害啓発講習会に関する教育・啓発活動等に必要な基礎資料の収集及び整理等

- ① 危険箇所カルテの区分作業（警戒避難体制単位で危険箇所を区分け）
- ② 危険箇所内に居住している家屋の抽出作業（対象者リストアップ）
- ③ 要配慮者利用施設や避難所の抽出作業

・土砂災害啓発マップの作成

- ① 一定地区毎に被害想定区域を示す啓発マップ作成作業  
（概ね縮尺1/1000～1/5000程度）

・土砂災害啓発講習会に係る事前準備作業及び講演

- ① 講習会等の事前準備作業（資料作成等）
- ② 講習会等の開催案内の通知作業
- ③ 講習会等の会場整備・設営作業
- ④ 講習会等の議事録作成作業
- ⑤ 講習会等の欠席者への資料配布作業
- ⑥ 講習会実務

・市町村及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

- ① 受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料の作成及び立会を行い、その結果を報告又は提出するものとする。

・家屋居住実態調査

- ① 東部県土整備局徳島庁舎管内で抽出された人家戸数が1戸ないしは2戸のリスク箇所（別紙「調査対象箇所一覧」）について、居住実態を現地確認し、別紙様式「家屋居住実態調書」を作成する。

### 3 業務期間

- (1) 担当技術者の就業期間は令和8年4月2日～令和9年3月31日とする。

### 4 管理技術者

- (1) 乙は管理技術者を選任し、別添通知書により契約締結後7日以内に甲に通知しなければならない。
- (2) 管理技術者は、この業務を統括管理し、一切の権限（業務委託料の変更、履行期限の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有するものである。
- (3) 管理技術者は、仕様書2(2)に掲げる業務を担当技術者に実施させるものとする。
- (4) 管理技術者は次の資格を有する者とし、通知書には業務経歴書及び資格者証の写しを添付するものとする。

区 分	資 格 等
管理技術者	次の①，②，③のいずれかの資格を有する者 ① 1級土木施工管理技士を取得後3年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を3年以上継続している者 ② 技術士の資格を取得後3年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を3年以上継続している者 ③ 2級土木施工管理技士の取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者

### 5 担当技術者

- (1) 乙は担当技術者を契約締結後7日以内に別添通知書により甲に通知しなければならない。
- (2) 受注者は担当技術者を定め「管理技術者及び担当技術者通知書」により監督員に通知するものし、通知書には業務経歴書を添付するものとする。
- (3) 担当技術者は次の事項に該当する者とする。  
プレゼン用ソフト等による資料作成及びプレゼンテーション能力を有する者。

### 6 業務に必要な自動車

業務に必要な自動車は乙の負担とする。また、事故のあった場合は乙の責任で処理するものとする。

### 7 業務に必要なパソコン等

業務に必要なパソコン関連機器は乙が用意すること。

## 8 打合せ等

- ・業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針の確認及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

- ・業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

- ・管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

## 9 業務に必要な資料の取扱い

- ・一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
- ・監督員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を、受注者に貸与するものとする。
- ・乙は、貸与された資料の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
- ・乙は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合は、乙の責任と費用負担において修復するものとする。
- ・乙は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
- ・乙は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、譲渡又は使用させてはならない。

## 10 情報管理(守秘義務)

- ・乙は徳島県が定める情報セキュリティポリシー基本方針にのっとり、適切な情報管理を行うこと。
- ・乙は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- ・乙は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- ・乙は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。

- ・取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- ・乙は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- ・乙は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

#### 11 実績報告

乙は業務内容を取りまとめ、業務完了時に甲に提出するものとする。

#### 12 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- ・業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- ・履行期間の変更を行う場合
- ・監督員と受注者が協議し、業務遂行上必要があると認められる場合
- ・委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合

#### 13 その他

- (1) 業務に遂行にあたり、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議により定めるものとする。
- (2) 業務に必要な自動車は、受注者で用意すること。また、事故のあった場合は、受注者の責任で処理をするものとする。

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受託者 住所  
氏名

印

## 管理技術者（担当技術者）通知書

業務名

業務箇所

履行期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

委託業務について、次の者を管理技術者(担当技術者)に定めましたので、通知します。

技術者名称	氏名
管理技術者	
担当技術者	

- 添付資料
- ・技術者の資格者証の写し（管理技術者）
  - ・受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）

別紙「調査対象箇所一覧（土石流）」

番号	図面 番号	リスク箇所名
----	----------	--------

0001	徳島市-2	徳土-徳島市国府町-土石流-1
0002	徳島市-5	徳土-徳島市入田町-土石流-2
0007	徳島市-9	徳土-徳島市洪野町-土石流-7
0013	小松島市-2	徳土-小松島市田野町-土石流-2
0014	小松島市-2	徳土-小松島市田野町-土石流-3
0022	勝浦町-2	徳土-勝浦町-沼江-土石流-5
0024	勝浦町-3	徳土-勝浦町-坂本-土石流-7
0030	勝浦町-3	徳土-勝浦町-棚野-土石流-13
0039	上勝町-2	徳土-上勝町-正木-土石流-7
0041	上勝町-5	徳土-上勝町-旭-土石流-9
0043	上勝町-5	徳土-上勝町-旭-土石流-11
0044	上勝町-6	徳土-上勝町-福原-土石流-12
0045	上勝町-6	徳土-上勝町-福原-土石流-13
0048	佐那河内村-2	徳土-佐那河内村-上-土石流-3
0049	佐那河内村-1	徳土-佐那河内村-下-土石流-4
0050	神山町-1	徳土-神山町-阿野-土石流-1
0051	神山町-2	徳土-神山町-阿野-土石流-2
0052	神山町-2	徳土-神山町-阿野-土石流-3
0057	神山町-6	徳土-神山町-下分-土石流-8
0059	神山町-5	徳土-神山町-鬼籠野-土石流-11
0060	神山町-5	徳土-神山町-鬼籠野-土石流-12
0061	神山町-5	徳土-神山町-鬼籠野-土石流-13
0063	神山町-5	徳土-神山町-鬼籠野-土石流-15
0064	神山町-5	徳土-神山町-鬼籠野-土石流-16
0065	神山町-9	徳土-神山町-下分-土石流-17

0067	神山町-9	徳土-神山町-下分-土石流-19
0069	神山町-10	徳土-神山町-神領-土石流-20
0070	神山町-10	徳土-神山町-神領-土石流-21
0076	神山町-7	徳土-神山町-神領-土石流-27
0078	神山町-11	徳土-神山町-上分-土石流-29

別紙「調査対象箇所一覧（急傾斜）」

番号	図面 番号	リスク箇所名
----	----------	--------

0937	徳島市-1	徳土-徳島市入田町-急傾斜-1
0938	徳島市-1	徳土-徳島市入田町-急傾斜-2
0939	徳島市-2	徳土-徳島市入田町-急傾斜-3
0940	徳島市-2	徳土-徳島市一宮町-急傾斜-4
0941	徳島市-2	徳土-徳島市国府町-急傾斜-5
0945	徳島市-4	徳土-徳島市南佐古六番町-急傾斜-9
0946	徳島市-4	徳土-徳島市南佐古六番町-急傾斜-10
0947	徳島市-4	徳土-徳島市八万町-急傾斜-11
0948	徳島市-4	徳土-徳島市南二軒屋町-急傾斜-12
0949	徳島市-4	徳土-徳島市南二軒屋町-急傾斜-13
0950	徳島市-4	徳土-徳島市眉山町-急傾斜-14
0951	徳島市-4	徳土-徳島市眉山町-急傾斜-15
0954	徳島市-4	徳土-徳島市南佐古二番町-急傾斜-18
0957	徳島市-4	徳土-徳島市徳島町-急傾斜-21
0958	徳島市-4	徳土-徳島市徳島町-急傾斜-22
0959	徳島市-1	徳土-徳島市入田町-急傾斜-23
0960	徳島市-5	徳土-徳島市一宮町-急傾斜-24
0961	徳島市-5	徳土-徳島市一宮町-急傾斜-25
0962	徳島市-5	徳土-徳島市一宮町-急傾斜-26
0963	徳島市-5	徳土-徳島市一宮町-急傾斜-27
0965	徳島市-6	徳土-徳島市上八万町-急傾斜-29
0966	徳島市-6	徳土-徳島市上八万町-急傾斜-30
0968	徳島市-6	徳土-徳島市上八万町-急傾斜-32
0969	徳島市-6	徳土-徳島市上八万町-急傾斜-33
0970	徳島市-3	徳土-徳島市八万町-急傾斜-34
0971	徳島市-3	徳土-徳島市八万町-急傾斜-35
0974	徳島市-3	徳土-徳島市八万町-急傾斜-38

0979	徳島市-7	徳土-徳島市大原町-急傾斜-43
0980	徳島市-7	徳土-徳島市大原町-急傾斜-44
0981	徳島市-6	徳土-徳島市北山町-急傾斜-45
0984	徳島市-7	徳土-徳島市西須賀町-急傾斜-48
0989	徳島市-8	徳土-徳島市八多町-急傾斜-53
0990	徳島市-8	徳土-徳島市渋野町-急傾斜-54
0991	徳島市-8	徳土-徳島市八多町-急傾斜-55
0992	徳島市-8	徳土-徳島市八多町-急傾斜-56
0994	徳島市-8	徳土-徳島市八多町-急傾斜-58
0995	徳島市-8	徳土-徳島市八多町-急傾斜-59
0996	徳島市-9	徳土-徳島市渋野町-急傾斜-60
0997	徳島市-9	徳土-徳島市渋野町-急傾斜-61
0998	徳島市-9	徳土-徳島市渋野町-急傾斜-62
1004	徳島市-9	徳土-徳島市丈六町-急傾斜-68
1005	徳島市-8	徳土-徳島市八多町-急傾斜-69
1009	小松島市-1	徳土-小松島市中田町-急傾斜-2
1011	小松島市-1	徳土-小松島市中田町-急傾斜-4
1013	小松島市-2	徳土-小松島市芝生町-急傾斜-6
1014	小松島市-2	徳土-小松島市田野町-急傾斜-7
1015	小松島市-2	徳土-小松島市田野町-急傾斜-8
1016	小松島市-2	徳土-小松島市立江町-急傾斜-9
1017	小松島市-3	徳土-小松島市櫛淵町-急傾斜-10
1018	小松島市-3	徳土-小松島市櫛淵町-急傾斜-11
1020	小松島市-4	徳土-小松島市坂野町-急傾斜-13
1021	勝浦町-1	徳土-勝浦町-三溪-急傾斜-1

1022	勝浦町-1	徳土-勝浦町-三溪-急傾斜-2
1025	勝浦町-1	徳土-勝浦町-星谷-急傾斜-5
1026	勝浦町-1	徳土-勝浦町-星谷-急傾斜-6
1027	勝浦町-1	徳土-勝浦町-沼江-急傾斜-7
1028	勝浦町-1	徳土-勝浦町-沼江-急傾斜-8
1029	勝浦町-1	徳土-勝浦町-久国-急傾斜-9
1030	勝浦町-1	徳土-勝浦町-生名-急傾斜-10
1033	勝浦町-1	徳土-勝浦町-中角-急傾斜-13
1034	勝浦町-1	徳土-勝浦町-中角-急傾斜-14
1036	勝浦町-3	徳土-勝浦町-三溪-急傾斜-16
1038	勝浦町-4	徳土-勝浦町-生名-急傾斜-18
1039	勝浦町-5	徳土-勝浦町-棚野-急傾斜-19
1040	上勝町-1	徳土-上勝町-生実-急傾斜-1
1041	上勝町-1	徳土-上勝町-傍示-急傾斜-2
1042	上勝町-1	徳土-上勝町-傍示-急傾斜-3
1044	上勝町-1	徳土-上勝町-正木-急傾斜-5
1046	上勝町-1	徳土-上勝町-傍示-急傾斜-7
1047	上勝町-1	徳土-上勝町-傍示-急傾斜-8
1048	上勝町-3	徳土-上勝町-生実-急傾斜-9
1049	上勝町-1	徳土-上勝町-生実-急傾斜-10
1050	上勝町-3	徳土-上勝町-生実-急傾斜-11
1051	上勝町-3	徳土-上勝町-生実-急傾斜-12
1053	上勝町-3	徳土-上勝町-生実-急傾斜-14
1054	上勝町-3	徳土-上勝町-福原-急傾斜-15
1055	上勝町-3	徳土-上勝町-福原-急傾斜-16
1056	上勝町-3	徳土-上勝町-福原-急傾斜-17
1057	上勝町-3	徳土-上勝町-福原-急傾斜-18
1059	上勝町-4	徳土-上勝町-正木-急傾斜-20
1060	上勝町-5	徳土-上勝町-旭-急傾斜-21
1062	佐那河内村-1	徳土-佐那河内村-下-急傾斜-1

1063	佐那河内村-1	徳土-佐那河内村-下-急傾斜-2
1065	佐那河内村-2	徳土-佐那河内村-下-急傾斜-4
1067	佐那河内村-2	徳土-佐那河内村-下-急傾斜-6
1068	佐那河内村-3	徳土-佐那河内村-上-急傾斜-7
1069	佐那河内村-3	徳土-佐那河内村-上-急傾斜-8
1070	佐那河内村-2	徳土-佐那河内村-上-急傾斜-9
1071	佐那河内村-2	徳土-佐那河内村-下-急傾斜-10
1072	佐那河内村-2	徳土-佐那河内村-下-急傾斜-11
1073	佐那河内村-4	徳土-佐那河内村-上-急傾斜-12
1074	神山町-1	徳土-神山町-阿野-急傾斜-1
1075	神山町-1	徳土-神山町-阿野-急傾斜-2
1076	神山町-1	徳土-神山町-阿野-急傾斜-3
1077	神山町-2	徳土-神山町-阿野-急傾斜-4
1078	神山町-2	徳土-神山町-阿野-急傾斜-5
1079	神山町-2	徳土-神山町-阿野-急傾斜-6
1080	神山町-2	徳土-神山町-阿野-急傾斜-7
1081	神山町-2	徳土-神山町-阿野-急傾斜-8
1085	神山町-2	徳土-神山町-阿野-急傾斜-12
1086	神山町-2	徳土-神山町-阿野-急傾斜-13
1087	神山町-2	徳土-神山町-阿野-急傾斜-14
1088	神山町-2	徳土-神山町-阿野-急傾斜-15
1089	神山町-2	徳土-神山町-阿野-急傾斜-16
1091	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-18
1092	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-19
1094	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-21
1096	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-23

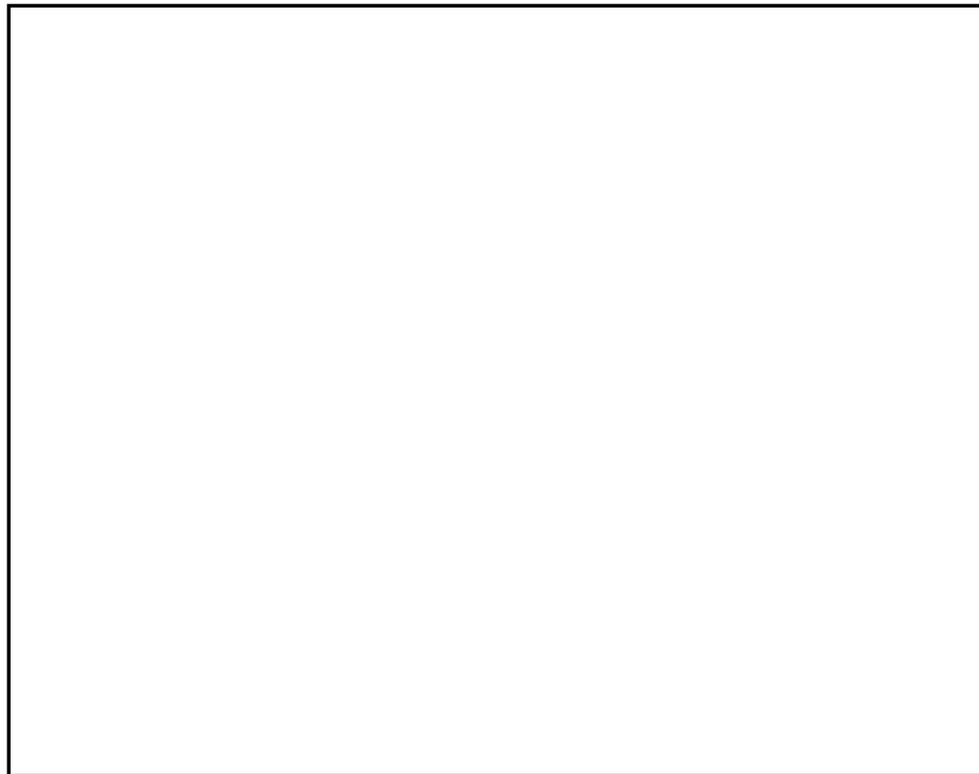
1097	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-24
1098	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-25
1099	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-26
1100	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-27
1101	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-28
1102	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-29
1103	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-30
1104	神山町-3	徳土-神山町-阿野-急傾斜-31
1107	神山町-1	徳土-神山町-阿野-急傾斜-34
1108	神山町-4	徳土-神山町-阿野-急傾斜-35
1109	神山町-4	徳土-神山町-阿野-急傾斜-36
1110	神山町-4	徳土-神山町-阿野-急傾斜-37
1112	神山町-4	徳土-神山町-阿野-急傾斜-39
1113	神山町-4	徳土-神山町-阿野-急傾斜-40
1114	神山町-4	徳土-神山町-阿野-急傾斜-41
1115	神山町-2	徳土-神山町-阿野-急傾斜-42
1116	神山町-6	徳土-神山町-下分-急傾斜-43
1117	神山町-5	徳土-神山町-阿野-急傾斜-44
1118	神山町-5	徳土-神山町-鬼籠野-急傾斜-45
1119	神山町-9	徳土-神山町-下分-急傾斜-46
1120	神山町-9	徳土-神山町-下分-急傾斜-47
1121	神山町-10	徳土-神山町-神領-急傾斜-48
1122	神山町-10	徳土-神山町-神領-急傾斜-49
1124	神山町-10	徳土-神山町-神領-急傾斜-51
1125	神山町-10	徳土-神山町-神領-急傾斜-52
1127	神山町-8	徳土-神山町-上分-急傾斜-54
1128	神山町-8	徳土-神山町-上分-急傾斜-55
1130	神山町-8	徳土-神山町-上分-急傾斜-57
1131	神山町-8	徳土-神山町-上分-急傾斜-58
1132	神山町-8	徳土-神山町-上分-急傾斜-59
1133	神山町-8	徳土-神山町-上分-急傾斜-60

1134	神山町-9	徳土-神山町-下分-急傾斜-61
1136	神山町-9	徳土-神山町-下分-急傾斜-63
1137	神山町-9	徳土-神山町-下分-急傾斜-64
1138	神山町-11	徳土-神山町-上分-急傾斜-65
1139	神山町-11	徳土-神山町-上分-急傾斜-66
1142	神山町-11	徳土-神山町-上分-急傾斜-69
1143	神山町-10	徳土-神山町-神領-急傾斜-70

別紙様式

家屋居住実態調書

自然現象の種類	土石流もしくは急傾斜
リスク箇所番号	〇土-〇〇市-〇〇-(自然現象の種類)-00
所在地	〇〇市〇〇字〇〇・〇〇
調査機関	徳島県〇〇県土整備部<〇〇庁舎>



位置図(S=1:25,000)

- |                        | はい                       | いいえ                      |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1. 建物の壁や屋根が健全な状態である    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2. 建物及び敷地の日常的な管理が確認できる | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3. 電気、ガス、水道等の利用が確認できる  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4. その他                 |                          |                          |
|                        |                          |                          |
| 5. 居住実態が確認できる          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6. 決定根拠                |                          |                          |
|                        |                          |                          |

# 家屋居住実態調書

現地写真・スケッチ等

調査年度

令和7年度

リ ス ク 箇 所 番 号

〇土-〇〇市-〇〇-(自然現象の種類)-00

所在地

〇〇市〇〇字〇〇・〇〇

コメント

写真・スケッチ番号

1

コメント

写真・スケッチ番号

2

調査年月日

調査年月日